

令和5年第2回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 令和5年6月 7日

閉 会 令和5年6月 9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（6月8日）

出席議員 8名

1番	坂本	豊	君	2番	久慈	省悟	君
3番	川崎	憲二	君	4番	柿崎	裕二	君
5番	森	弘美	君	6番	吉田	勉	君
7番	乳井	巖公	君	8番	小鹿	重一	君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村	長	久慈	修一	君				
副	村	長	小松	生佳	君			
教	育	長	吉崎	博	君			
会	計	管	理	者	八木澤	琴美	君	
総	務	課	長	稲葉	正明	君		
税	務	課	長	吉田	聡	君		
住	民	課	長	佐藤	一仁	君		
健	康	福	祉	課	長	高谷	久美子	君
産	業	振	興	課	長	高田	一憲	君
建	設	課	長	高田	徹	君		
教	育	課	長	木村	伸一	君		

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議	会	事	務	局	長	中川	孝治	君
---	---	---	---	---	---	----	----	---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1 番 坂 本 豊 君

2 番 久 慈 省 悟 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 4番 柿崎裕二 議員

第2 一般質問 3番 川崎憲二 議員

第3 一般質問 1番 坂本 豊 議員

第4 一般質問 7番 乳井巖公 議員

午前9時38分 開議

○議長（小鹿重一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（小鹿重一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は4名です。通告順に一般質問を行います。

4番柿崎裕二君の質問を許します。柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 皆さん、おはようございます。4番柿崎でございます。

それでは、通告書に沿って進めてまいりたいと思います。

質問事項として、1、電気料金値上げに伴う助成ということで、昨年度より、食品にはじまりありとあらゆる物価が高騰し、生活全ての面で非常に厳しい状況に陥っています。その中でも生活に直結している電気、ガス、水道、ガソリン、灯油など、いわゆるライフラインが深刻な状況となっております。

当村では、村営住宅よもっと団地があり、オール電化システムを使用しております。昨年からの電気料金の値上げにより、使用料が物すごい値段になっており、団地に設備されている蓄熱暖房を止めざるを得ない状況にあったと聞いております。無論、同じ団地内でも、その世帯ごとに使用状況が異なるわけではありますが、一概には言えませんが、1か月当たりの電気料金が一番高いときで6万円を超えている状況があったそうです。私もそういう苦情を申してきた方の電気料の請求書も実際に見せていただきました。12月から4月分までのものを見せていただいて6万円、5万円、安いときでも4万幾らとか、そういう状況でありました。オール電化というシステム上、深夜料金割引を使用した契約になっていたものでありますが、東北電力の会社の一方的な都合により、その深夜割引も廃止になり、価格が一層高騰して負担になっていると。

このような状況は、オール電化を採用している村営住宅の世帯だけではなく、一般の一戸建て住宅の世帯にも同じような負担が重くのしかかっているわけでありました。また、灯油、ガスの家庭でも、同じく高騰のあおりを受けて、非常に厳しい経済状況の中で生活費を切り詰めて冬を乗り越えたというお話がたくさん来ております。

そのような状況を村では把握していたのか、また相談、苦情などはなかったのかお聞

きしたいと思います。担当課長、または村長の答弁をお願いいたします。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） お答えします。

昨今の電気代の高騰により、オール電化であるよもっと団地の電気料が上がっているのは承知しております。また、この蓄熱式電気暖房機は個々に稼働することができ、不必要な箇所の暖房を切ることにより節電につながることも入居時には説明しております。節電のためにおのおのが不必要な箇所の暖房を止めるということはあると思いますが、現在のところ、当方に直接そのような苦情、相談は来ておりません。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 個々に役場のほうには苦情が来ていないという答弁でございましたが、現に私のところにも3名の相談、苦情までは行かないですけれども、相談みたいなことがありました。

というのは、結局村でオール電化システムを設備してしまっている以上、この問題を無視してはいけない部分もあると思います。また、設備した当時はこれほどの電気料金の高騰があるとは予想もつかなかった状況もちろんあると思います。そんな中で、やっぱりよもっと団地に入居する上で、低所得者向けの公営団地みたいな感じで捉えられている部分がありまして、結局年間所得がある程度超えると入れない状況、そういう世帯の方々が暮らしていて、その低所得の中で6万円の電気代というのは本当に大変だなと思うわけであります。まして、電力会社というのは民間会社でありますので、2か月ぐらい滞納しますと容赦なく電気を止められる状況が来ます。そういった面では、全く村のほうでも、それは個人の生活のことなので個人で頑張ってくださいという一言で済ませられる状況ではないと思います。

昨年度でしたか、各家庭1世帯当たり燃料補助ということで5,000円を配付したと思います。村民の方々からも非常に助かったと、5,000円が1か月分の燃料費にあつという間に消えますけれども、ないよりはすごく助かりましたと好評の声が聞こえております。

そこで、②にも掲げているとおり、皆さんニュースでも聞いていると思いますけれども、6月から大手電力会社7社が全国で約15.9%から最大43.4%の電気料金の値上げをしますということがニュースにもなっております。東北電力においては、あくまでも一

一般的なモデル世帯の電力消費を想定した場合、月額として2,100円程度の増額になると試算されております。このような状況ですと、やはりまた村のほうでも、今、冬期間が過ぎて多少は電気代、灯油代はかからなくなったというものの、これから今度は暑い時期が続きます。まして村の中では高齢化が進み、高齢者の方が脱水症状とか日射病にならないように、エアコンをフルに活用して自分の体を守っていただきたいと。そういうことを考えますと、やはりもう一度村のほうから、ライフラインの電気代、灯油代というものを含めて、村内世帯、現在1,123世帯ぐらいだと思います。その世帯に何らかの補助を考えなければいけないと思いますが、その辺のお考えはありますか。答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） お答えします。

国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業給付金を活用して、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を420世帯に給付するために1,260万円を6月補正予算に計上しております。国の支援給付金は、低所得者世帯への支援になっております。残り703世帯に1世帯当たり3万円を給付するためには、一般財源2,109万円が必要となります。

他町村の動向を注視し、検討していきたいと考えております。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） その低所得者世帯には1世帯当たり3万円の補助が行くと。そこは理解できるわけですが、この高騰によっていろんな弊害が出ているのは低所得者世帯だけではなくて、先ほども言ったように一般家庭でも全く同じなわけです。ですから、ここはある程度一般財源からの持出金というのが相当増えますけれども、何とか全世帯に補助を出せるような考えでやっていただきたいなと思うわけであります。

お金の流れ的にはいろんな考え方がありますがけれども、例えば紳装あたりでも、今ふるさと納税で、思いがけずと言っては失礼ですが、さとふるを通して何百万円かの利益が上がっていると、そういうことも聞いています。その一部をある程度うまく利用して補助金に加えるとか、様々なやり方があると思います。その辺をいろいろ工夫して、全世帯に何とかその3万円くらいの補助をつくれなにかということ、もう一度お聞きいたします。

○議長（小鹿重一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 総務課長のほうからも答弁したように、他町村の動向ということ

もあるわけですが、今朝の新聞で、野辺地町で課税世帯にも2万円を支給するということが載っておりました。先日、東北電力の方が来まして、東北電力では平均25.47%、契約の電力によって様々違うようでございますけれども、平均25.47%、6月1日実施という説明を受けております。やっぱり今、公営住宅がそんなにかかっているという話でございますけれども、それ以外にも、最近の住宅というのはオール電化の住宅が結構多いわけでありまして、公営住宅に入っているからそこにだけ助成ということだけではできないのではないかと。やるとすれば、やっぱり一般家庭全てに対して扱わなきゃいけないのではないかと、こう思っています。

幾らやるか、野辺地町では2万円という額でございましたけれども、幾らやるか、いつまでにやるか、どういうふうな支給の仕方をするかというので、もう少し検討はしなければいけないんじゃないかなと思っています。ただ、私ども一般的に、私は30アンペアかそらの契約ですけれども、1万円前後でございまして、25.47%という大体月に2,500円程度上がると。12か月でいきますと約3万円強という形でいくと、国で言う3万円というのは意外と合っているのかなという気がしています。

したがって、私どもも、野辺地町がやったからやるということではなくて、率先してこれは前向きに検討したい、できれば9月議会までという形ですけれども、その前にいわゆる財源を見つけて支給したいものだと、私は希望的に思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ありがとうございます。今、村長のほうからも、ぜひ前向きにこの補助をいろんな形を模索しながらやっていきたいと、また他町村との連携のつながりも見ながら考えていきたいということでありました。大変ありがたいことだと思います。ぜひ蓬田村は他町村よりも先に、これだけやっていますよとアピールする意味でも、打ち出してやってほしいなど。今、村長のほうから、村長のお宅は30アンペアで2,500円くらい上がりますよという話でありました。現在、村長は非常に電気代を質素に暮らしていると思います。今は大体50アンペア、60アンペアが普通の世帯になっていますので、もう少し、もうちょっと値上げが来ると思います。ですからその辺も考慮して、なるべく大きい金額を村民に補助して、村長が公約にも打ち出しているとおりに、あずましい村を目指してほしいものと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） これで、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 3番 川崎憲二議員

○議長（小鹿重一君） 日程第2、3番川崎憲二君の質問を許します。川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） おはようございます。3番川崎です。

今回は3点について質問したいと思います。

まず1点目ですけれども、新庁舎の建設予定地の南側水田の宅地化ということで、私も4月の村議会議員の選挙に立候補した際、2期目のやりたいこと、活動目標の一つとして役場新庁舎周辺の宅地化とインフラ整備、定住者向けの促進住宅とか、スーパーなりドラッグストアの商業施設の誘致等を掲げて、実現に向けて質問をしたいと思います。

この件については以前にも質問しております。前総務課長は、今のところ宅地化する考えはないと、また村長は、やりたいと思っているが資金繰り等の問題で新庁舎建設と一緒に無理と答弁しています。しかし、村民からは結構あそこはもう宅地にしたほうがいいという意見が多く聞かれるので、下記のとおり質問したいと思います。

質問には、うちは宅地化に進めるような表現ですけれども、その辺も答弁をいただきたいと思います。

まず1つ目ですけれども、農地転用する申請等に2年も要すると以前答弁しているんですが、新庁舎建設があと2年で完成すると。そこからスムーズに事業を進めるためには、今から計画しながら申請手続をしてはどうかということですが、答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） お答えいたします。

宅地化を計画して事業を進めるには、新たに職員の配置や資金が必要になります。新庁舎と同様に造成事業をするためには、約1億8,000万円が必要と思われます。スーパーなどを誘致するために造成しても、すぐに企業が来て全部売れるか分かりません。まず、現在進めている新庁舎を建設した後に、財源も含めて必要であるか検討したいと考えております。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 確かにそれは分かります。やったからといって、仮に促進住宅な

りスーパー等、宅地化したからといってすぐにそこが売れたり、商業施設を誘致しても来るかどうか分からないと思います。

ただ、新庁舎を建設してからだと、またそこから何年もかかって、時間だけが年数だけがかかるといことですので、宅地化に向けての計画なり、それを進めていってはいいかのなと思いますけれども、造成するにはお金が1億8,000万円ぐらいかかるということですが、その前に、何をやるにも計画とかが大事ですので、その辺は計画をしていったほうがいいのではないかと思います、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 先ほどもお答えしましたが、計画するに当たっても、今現在の職員の配置がそののところにできないという状況であります。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 職員の配置、いろいろ難しいかと思いますが、まだ2年もあるといえばあれですけども、計画の段階ですので、その辺はまた全職員でいろいろ知恵を出し合って、みんなで協力しながらやっていければと思います。そこはまた今後おいおい質問していきたいと思いますので、2つ目の質問にいきます。

先ほどから職員の配置等も言われていますけれども、村民からは、やはり買物できる商業施設が欲しいと言われていいますので、計画もあれですけども、ある程度業者にアプローチして、来られる業者等、聞き込み等もしてはどうかと思います、その辺に関して答弁をお願いいたします。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） お答えします。

現在、村内で買物に関して利用可能なサービスは、生協宅配、生協買物バス、たすけあい交通が主なものと考えられます。まずは、それらのサービスの活用を検討してもらうのが適切と思われま。

しかし、蓬田村のような小規模な自治体でも存続可能なスーパー等を設置できる企業があるかどうか、県などに確認したいと考えております。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 私もぜひともこのドラッグストアやスーパー等が村内にあれば、村民の皆さんが安心して、買物弱者等も少なくなると思いますので、私もいろいろ探りながら協力したいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

2つ目ですけれども、学童保育についてです。

近年、全国的に問題になっているのがこの学童保育です。以前は、保育園に入れない待機児童が多くいたが、国が対処を講じてやった結果、待機児童はかなり減った、まだいますけれども、かなり減ったような感じです。逆に、待機児童が減った分目立ってきたのが、この待機学童です。インターネットでも調べてみると、結構多いという感じで、2022年に学童保育の待機児童は1万5,000人くらいいると。保育園の待機児童は約3,000人くらいということで、5倍近くいるとインターネットにも載っていました。

このような中で、当村の学童保育はどうなっているか質問したいと思います。

まず1つ目ですけれども、学童保育は委託していると思いますが、募集人数は何人で、引受け要件等はあるのかお聞きいたします。

○議長（小鹿重一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 村では、委託して事業を実施しているのではなく、社会福祉法人等が放課後児童健全育成事業である放課後児童クラブを実施した場合、その児童数に応じて補助金を交付しております。事業を実施するに当たり、国の基準により児童数はおおむね40人以下、児童1人につき1.65平方メートル以上の面積が必要となり、蓬田保育園では定員40人のところを、多目的ホールで受入可能な47人まで登録しているところではあります。

要件としては、児童福祉法において保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し遊びや生活の場を与えることとなっており、蓬田保育園では保護者の労働等により週平均5日を限度として断続的に家庭での保育が困難となる児童や、DV等家庭の事情により保育が困難となり設置者が利用可能と認めた児童等を対象としております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 以前、小学校の保護者から、学童保育に申込みをしたが、募集人数に達して引受けできないということをおっしゃると聞いております。今現在、学童保育の待機児童はいるのか、そこもお聞きいたします。

○議長（小鹿重一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 現在、蓬田保育園からは待機児童はいないと報告を受けております。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 子育て世帯の生活は、今は共働きしている人がほとんど多くて、学童保育の利用は必要不可欠だと思いますけれども、保護者から聞いたときは、学童保育を断られたら仕事を辞めないといけないという声も聞きました。ですので、やはりこの学童保育についてはもう一回見直しして、行政なりで小学校やふれあいセンター等利用できる場所を利用して、学童保育の見直しをしてはどうかと思いますけれども、その辺どう考えているかお聞きいたします。

○議長（小鹿重一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 放課後児童クラブを実施するに、場所や支援員の確保等の課題があり、すぐに対応できるわけではありませんが、今年度は就学前児童及び小学生のいる家庭に子育て支援に関するニーズ調査を実施することとしており、その調査結果を踏まえて、保育園との協議や村の今後の子育て支援対策を検討していきたいと考えております。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 前向きに検討ということですので、その辺はよろしくお願ひいたしたいと思います。

3つ目の質問です。副村長の意気込みと抱負についてです。

私、先ほども申しましたけれども、私には2期目やりたいこと、活動目標がありました。副村長の場合は、自分から立候補したわけでもなく、村長の指名で副村長を引き受けたと思います。我々議会も、3月17日の第2回臨時会で全員一致で同意もいたしました。

そこでお聞きしますけれども、副村長、何か思いがあり副村長を引き受けたと思いますが、できれば意気込み、抱負、ビジョン等をお伺いしたいのですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（小鹿重一君） 副村長。

○副村長（小松生佳君） 3月の臨時議会で皆さんに選任をしていただきまして、副村長を全員一致で承認いただきましてありがとうございます。

今議員ご質問の件ですが、意気込みと抱負ということでもありますけれども、私自身は立候補したわけでもないし、現村長からぜひその長い行政経験を生かしてできれば補佐してくださいということをおっしゃったので、私なりに協力できることがあれば協力いたしますということで、副村長を承りました。

意気込み、抱負と言われましても、今まで現にある各種総合計画等ございますので、それをそのまま進めていくためにはどのような問題があるかとか、こういうふうにしたほうがいいのか、そういう助言等も、そういうことができると思う考えがありましたので、職員と首長、それから議会と首長の間に立って補佐をするということを考えまして、私、一応副村長ということで承っております。

地方自治法にもありますけれども、補佐をするために副首長を置く、副村長を置けるということで、その部分で役場の条例のほうでも設定して1人置けるということになってございますので、そういう意味では、皆さんと住民の橋渡しをできるような形で仕事をできればなと思って副村長という重責を承ってございましたので、私的には個人的な抱負とか意気込みとかはございませんので、あくまでも行政の仕事上補佐していくということで考えてございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 確かに村長からの指名で今の業務を遂行する、できれば村民のためにいろいろやりたいこと等あると思いますので、その辺もまた実現に向けていろいろやっていただきたいと思います。

2つ目ですけれども、前副村長は新庁舎の建設に取り組んで今に至っているんですけども、今の小松副村長は、村長も公約をいろいろ掲げております。4つ掲げてあり、その中にも細かくまた公約があります。その公約、村長と一緒にいろいろ業務を遂行するわけですけれども、それに従って、村長の公約で実現してみたいなという公約はあるかお伺いいたします。

○議長（小鹿重一君） 副村長。

○副村長（小松生佳君） 村長の公約するのは、やはり首長としてやりたいものとして公約を掲げてはございます。ただ、その公約は公約として、またそれから村としての総合計画とかもありますので、そこら辺のところはやはりすり合わせをしながら進めていくということが現実的だと考えますので、今のところは前副村長がすごく力を入れて取り組んでおりました庁舎の建設等の道筋が今見えてございまして、これから程なく造成工事の入札等の議案も議会のほうにかかるということで進んでございますので、当面はその目前の庁舎建設の部分はやはり優先的に進めていくと。そのほかに道路整備ということで、懸案事項の中学校通りの細い道路が広がったということで、道筋が立って完成

もしました。その後、中学校の前のところからバイパスのところまでの部分で計画をされていきますので、そういう目先の部分の確実にできるところから進めていくのが一番安全な方法だと思っていますので、そこら辺から手をつけていくのが基本的な考え方だと思っていますので、私的にはまず公約の部分でも、今進んでいる部分は確実に進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 新庁舎建設、前副村長が一つの道筋をつけてやられました。できればもう一步進むというか、もう一步前に出て新たなものにも挑戦していただきたいなと思います。

我々は村民の安定した生活、安心・安全に暮らせるように村づくりをしていかなければいけないと思います。そのためには、いろいろな問題点もあると思いますけれども、解決していきながら、村政発展のために一緒に取り組んでいきたいと思っていますので、今後よろしくお願ひしますと申し上げて、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） これで、3番川崎憲二君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 1番 坂本 豊議員

○議長（小鹿重一君） 日程第3、1番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。マスクを外して質問させていただきます。

1つ目として、マイナ保険証の危険性についてお伺いをいたします。

2024年に現在の紙による保険証からマイナンバーカードに移行する予定です。それにより、カードを強制的につくることを強要することになります。マイナンバーカードの作成は、当初は任意であるということだったのが嘘ということになります。マイナンバーカードをつくれぬ人たちは、高齢者や施設に入居している人たちなど、そして認知症の方など、必ず出てきます。施設でも、カードと暗証番号を管理することが困難な状態です。

このマイナンバーカードの強制を政府が進めることに対して、村長は危険性を指摘したり批判をすることができないのでしょうか。政府の進める政策に対しては、盲目的に

肯定して従うのが地方の政治家の役割でしょうか。村民の利益のために批判することは批判することが地方の政治家の役目と考えますが、どうなのでしょう。

○議長（小鹿重一君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） お答えします。

まず、高齢者関係ですけれども、マイナンバーカードをつくるのに施設側の家族の方、その方に同意書、委任状等を提出してもらい、写真を私たち住民課のほうで撮りに行き、やってもいいという方に対しては写真を撮ってマイナンバーカードをつくってもらうようにしました。ただし、マイナンバーカードを預けるとか、そういう管理は今のところ行っていません。来年の秋以降、国の法律等が決まれば、要綱に従い対応していきたいと考えております。

それから、村民の利益のための批判のことについては、事務サイド的なことで答弁させていただきたいと思います。

カードについては、国により要綱等が示され、村もそれに従って推進しています。また、国が進めていることに批判する必要はないと考えております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 村長に対する質問というところもございますので、私のほうから簡単に申し上げたいと思います。

いわゆるマイナンバー法ということで、市町村の事務というのは法定受託事務となると法律でうたわれてございます。法定受託事務、これは市町村が法令によって定められた事務処理を行うように義務づけられるということの意味しております。法令によって定められるわけでございますから、私どもは市町村の権限、あるいは政治家の一員としてそれを決定できるという状況にないわけです。市町村が行わない場合は、法律違反ということで一連の手續、例えば勧告であるとか指導であるとかそういったものを経て、やらない場合には最終的に国、県の代執行ということが行われる事務であります。

したがって、私も政府の政策を盲目的に肯定しているという意味ではございませんで、非常に私どもも昨年の5月6月あたりのそういう国、県からの圧力に対しては非常に抵抗感を感じたんでありますけれども、法に従ってこれは事務を進めるしかないというのが村長としての考え方でありました。

以上でございます。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 今の村長が答弁したように、国から進められる事務に関しては法律的にそういうことがあります。それは私も承知しております。

昨日、読売新聞の社説をインターネットの記事で拝見しました。読売新聞は保険証の廃止見直しは今からでも遅くないと、こういう社説を掲げたそうです。実際に私は読んでいませんけれども、ちょっと読みます。2024年秋に保険証を廃止し、マイナカードに一本化する政府の方針について、社説の冒頭でこう主張している。身近な健康保険証を廃止し、トラブルが続出しているマイナンバーカードに一本化するのは無理があろう。廃止方針を一旦凍結し、国民の不安を払拭するのが筋だ、と。読売新聞でさえこういうふうな主張をしているということでもあります。

ですから、私が村長に対して、別にやりませんとかそういうことはできないんですが、発言するということではできると思うわけです。ご存じのように、前むつ市長の方がG o T o トラベルのキャンペーンを批判したことが一躍全国的に有名になった話があって、今回の知事選挙でもそれが脚光を浴びたのではないかと私は思っております。事務が与えられていることに対して拒否するというのではなくて、政治家としてこういう今大問題が発生しているマイナ保険証、マイナンバーカードの問題について、一政治家として批判の声を上げるということは、私はできると考えます。もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私は、例えば市町村長として自分のイデオロギーあるいは主張、信条に従って意見を吐くということあまり好ましいことではないと、このように考えております。それでは、いつ発言するのかということをおっしゃいますが、我々は青森県町村会という場があるわけでありまして。もちろん青森県町村会ではそういった要望、意見、それらに対して常に意見を取り上げるようにしております。取り上げた意見は、町村会の中で審議されますけれども、審議した上で全国町村会にそれを上げてやって、いわゆる地方三団体の例えば要望であるとか、そういった形の中で国と協議をするというような場になっているわけでありまして。

私が例えば政治家個人として、先ほど申し上げた方のように私はどうのこうのと言うことは、私は言わないつもりであります。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 分かりました。

次に②ですけれども、マイナンバーカードを作成したくないという方がまだ3,000万人ぐらいいます。こういうカードをつくらない方は、保険証の代わりになるものはどうするのでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） お答えします。

そのことに対しては、役場住民課のほうへ本人等の申請が必須となっております。有効期限は最長1年間で、資格確認書を発行しますので、それでもって対応してもらえればよろしいかと思っています。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） マイナンバーカードをつくらない、つくりたくないという人はたくさんいるわけで、2024年からマイナンバーカードと保険証を一体化するというのが始まるわけですが、カードをつくってなくても確認書が申請してあれば何ら問題なく受診することができるということによろしいわけですね。1年しか期限がないわけですが、現在の紙の保険証も1年しか有効期限がないので、今までどおりカードをつくらなくてもその確認書で事足りるということによろしいですね。

○議長（小鹿重一君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 更新については、まだ国のほうで決まっています。今のところは未定となっておりますので、今後決定されると思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 分かりました。

次に③、カードの暗証番号を何回か間違えて入力してしまうとマイナ保険証は使えなくなり、医療費を全額自己負担することになるという問題はどのようなのでしょうか。例えば大きな手術などでは、これは大げさかもしれませんが、2,000万円ほどの高額の医療費の請求もあります。盲腸の手術でも200万円の請求になります。そうなれば、払わなければいけないということになれば、家庭崩壊にもなると思います。こういう場合はどう対処すればよろしいのでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） お答えします。

カードがロックした場合、一時的にカードは使用することはできない状態になりますので、役場住民課のほうに来てもらえれば、登録の番号を一旦初期化します。その後、再度暗証番号を登録し、確認して使用可能とすることになります。また、できればマイナンバーカードをカードリーダーに入れ、顔認証にして使ってもらえれば、ロックすることはないと思います。

また、高額な医療費の請求の場合ですけれども、限度額適用認定証を病院側へ提出していただく仕組みとなっていますので、焦らず対応してもらいたいと思います。どうしてもロックしてしまって、急ぎでどうしても支払わなければならない場合は、資格確認書でもって対応できるので、その辺もよろしくお願いします。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） マイナンバーカードを持っている人が資格確認書も2つ持つということは、まず普通あり得ないですよ。ですから、今の答弁はちょっと私は矛盾すると思います。マイナンバーカードを持っていてマイナ保険証もあるのに、資格確認書を持って歩くということはまずないので。

ちょっと待ってくださいね。もう一つ確認したいのが、現に10割負担を強いられているという例もネットの記事ではたくさん見受けられるので、先ほど言った200万円、2,000万円とかそういう高額なものでなくても、1万円、2万円程度であれば全額払ってくださいよと窓口で言われたら、いや、払えませんというふうにして帰ってこられるのかどうかも私ちょっと不思議なんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 外来の診療については、万が一カードロックした場合は、今のところは10割負担をしてもらいしかありません。一旦はそういうふうにしてもらって、外来ですので、そんな何万円も取られるわけではないと思っていますので、そこはそういうふうにして一旦支払いをしてもらい、後で高額療養費のほうで申請してもらえれば対処できると考えております。よろしくお願いします。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 10割負担をいきなり請求されても、保険が効けば5,000円程度の

医療費が、単純計算で1万5,000円請求され、5,000円しか持っていなかったという場合もあり得るわけで大変なことなのですが、簡単に答弁しますけれども、そういうことも私はあり得ると思います。

ですから、このマイナ保険証の問題についてもまだたくさんのトラブル、問題があり過ぎるということを私は指摘しておきたいと思います。

次に④、介護施設ではマイナンバーカードと暗証番号の管理をしないと現実的ではないと考えるわけです。認知症の方々もいるわけです。カードと暗証番号がもし仮に悪意のある人から盗まれたりしたときはどうなるのでしょうか。物理的に泥棒とか詐欺師なんかはそういうのを狙っていると言われているわけです。こういう場合はどうなるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 万が一そういう場合は、コールセンターに電話して対応してもらいたいと思います。24時間365日対応できていますので、そこにかけてもらい、一旦停止などをしてもらうことが必要になると思います。あとは警察にも届けることができますので、そちらは本人で、マイナンバーカードは本人が管理するものなので、警察のほうに届けてもらえれば、そこで対応してくれると思っております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） これほどたくさん問題が噴出しているにもかかわらず、河野大臣は隠蔽をしながら、本当のことを言わないまま、参議院でもマイナ保険証の一体化を国会で決めてしまったわけです。

ですから、私はなぜこれほど焦って政府がマイナンバーカードを国民に強制するのかということを考えていたわけですが、最終的には、これは質問事項にはないわけですが、私の意見としては、将来は国民の預金通帳を全てひもづけしてがんじがらめに、個人の資産を政府が全部把握するのが最終目的だと思っているわけで、それは恐ろしい将来が待ち構えているということを私はぜひ指摘したいわけです。

次に、2番目の除雪機械の車庫の建設についてお伺いいたします。

この除雪機械の車庫建設は長科の場所が白紙撤回されましたが、その後、一向に計画の話が途絶えております。庁舎建設が優先されているのかもしれませんが、並行して必要なものであれば建設計画をしていく必要があると考えるわけです。予算の関係で一度

に庁舎と車庫建設ができないということであれば、車庫の建設が仮に先に建設されていた場合は、庁舎建設の計画はできなかったということになってしまいます。これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 答弁をお願いします。村長。

○村長（久慈修一君） どちらを先にするかというよりも、私も今質問の中身を思い出しながら考えていましたけれども、車庫建設を始めれば庁舎建設ができない、庁舎建設をやると車庫建設ができない、そういうことではありません。やはり車庫建設の場合は立地条件、騒音問題でありますとか、あるいは水の問題、水というのは排水の問題でありますとか、様々なそういう立地条件を考えていかなければならないのがまず一つであります。

それからもう一つあるのは、1回やっぱり計画をずらすとなると、それなりの財源というのがもう庁舎建設なり、あるいは中学校の道路の建設なり、そういったものの財源というのが常に動いていく。それが我々が持っている計画の中で実施計画として動いているわけであります。

またもう一つ、それに伴って出てくるのが、それでは例えば道路建設も車庫建設も全てができるような体制を我々が持っているか、職員体制を持っているかという、そういうことではありません。やはりあっふあっふになってしまっ、それが実現できない可能性もあると。まして補助事業あるいは起債事業というのは、お金を借りてやる事業の場合はきちんとその計画に従って完成していかなければならないわけです。

この3つ、要するに立地条件、それから計画全体の中の財政あるいは運営の問題、それから担当課の職員の問題、こういったものが絡まるわけであります。具体的に言いますと、やっぱり中学校線の道路が3年前に入ってきたこと。あるいは庁舎建設も具体化してきたこと。そういったことからどうしても後回しになったというのが実情であります。

それと、去年の8月3日からの集中豪雨によって、私どものほうも20か所近くの災害復旧が発生しています。それも建設課、あれも建設課となりますと、それだけの技術を持っている人もおりませんし、全てが委託になるわけですからけれども、委託になったからといって職員は軽減されるわけではありませんので、やっぱり計画的に進めてまいりたいと、私はこう思っています。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） ②の車庫建設計画は全くしていないのですかという質問なんですが、今村長がいろいろ答弁した中で、計画はしていないように見受けられました。

あと③の前の白紙撤回となったとき、たしか5億円程度の予算規模だったと思います。最初は5億円というところかなり私たち素人目で見るとすごくお金がかかるなという印象がありましたが、これは私素人なので、仮に2億円足らずで簡単に造るということはできないのかも含めて、答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） お答えします。

平成28年度に行った計画によれば、造成に2億円、建物に3億円という計画になっております。造成にかかる費用の2億円もどこに建設するかによって大きく変わりますし、建物に関しては最近の建設資材の高騰から実際幾らになるのかは詳細設計を組んでみないと分からないのが実情です。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 車庫ですから、そんなに庁舎みたいに大きいわけでもないのに、中もそんなに内装もないので、大して柱だけに外壁を造ればそれで済むようなイメージがあるわけです。それが私素人なんですが。それほどお金をかけなくてもできるのではないかという印象がありました。

1点お聞きしたいのは、現在の蓬田村の車庫建設の周辺住宅からは苦情というのは現在も来ているのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） ここ数年の間は来ていないと報告を受けております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 最後ですが、この車庫建設、ぜひ必要だというのは、周辺住民の皆さんの苦情があつて、うるさいとかそういうことで静かなところに移転をしなければいけないということが目的であつたわけです。もし数年前から全く苦情がないのであれば、周辺住民の皆さんに聞き取りして、建設を急がないのであれば今のままで十分なわけで、あえて建設する意義、目的がなくなるわけですので、その辺はもう一度住民に対

してきちっとした聞き取りというのはしてもらえないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） 実際、暖機運転によってどのぐらいの騒音、振動があるのかは、近隣住民の方にアンケートを取って聞いてみたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） では、お願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小鹿重一君） これで、1番坂本 豊君の質問を終わります。

暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（小鹿重一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

日程第4 一般質問 7番 乳井厳公議員

○議長（小鹿重一君） 日程第4、7番乳井厳公君の質問を許します。乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） 7番乳井です。よろしくお願いします。

私からは、子供たちへの集団フッ化物洗口について質問させていただきます。

県では、学齢期におけるフッ化物洗口が虫歯予防対策に非常に有効であるとしており、県内でも三沢市をはじめとし小中学生の集団フッ化物洗口が行われているところです。また、この効果は大変あるというふうに聞こえております。当村においても、小中学生をはじめとし、可能であれば保育園の幼児にも同様の取組を行って、子供たちの健康増進を図るべきと考えます。

当村でも乳幼児健診などの際、フッ素による虫歯予防を行っていることは聞いておりますが、この取組にかかる経費は比較的安価であることから、村内の子供たち、約200名と思いますが、に実施しても10万円程度で実施できるものです。また、虫歯が減れば歯医者へ通院することも減りまして、医療費の減につながるメリットもあるものと思われまので、早急に取り組み、村内全ての子供たちへ手だてするべきと考えますが、答弁をお願いいたします。

○議長（小鹿重一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 私のほうから、まず幼児の部分についてご説明いたします。

村では、1歳6か月健診、2歳児健診、3歳児健診及び健診の6か月後にフッ素塗布を実施しております。また、1歳6か月から4歳までは半年に1回フッ素塗布ができる状態となっております。また、フッ素塗布が最後になる3歳児健診の2回目のときは、歯科衛生士による講話や歯科相談を行い、幼児の歯科保健対策を実施しております。

フッ化物洗口については、蓬田保育園からは、歯科医師等との協力体制及び薬の管理方法、またはまだうがいできない園児などもあるということで、現段階では難しいという回答をいただいております。保育園では現在食後の歯磨き習慣に重点を置いているということで、3歳児以上の園児に対して、食後1人で歯磨きができるように指導しているということです。今後、保育園より相談等があった際、村としても検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 小中学校について答弁させていただきます。

学校では、虫歯の予防として給食後の歯磨きを毎日実施、4月から5月には歯科健診を実施して、その結果を受けて歯磨き指導を行い、虫歯の予防に努めております。

小中学校のフッ化物洗口の事業については、保護者をはじめ関係者の理解が必要となります。また、学校で行う体制が確立できるのか、学校歯科医、学校医、学校薬剤師の指導助言を受け、十分協議して、学校の要望などを聞きながら検討してまいります。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） 幼児については、確かに難しいのかなという部分はあるかというのは分かりました。

小中学生については、給食後に歯磨きの習慣があるわけですので、この際30秒程度の、フッ化物洗口というのは30秒程度のうがいとなるわけですので、ぜひともそれを実施して虫歯予防をしていただきたい。

令和2年度のデータになるんですが、蓬田村の平均の虫歯は0.16本と、県内においてもトップクラスの虫歯のない状況です。12歳児の平均のデータになりますが、それでも

虫歯としてはあるわけで、大きく県平均を上回っているわけですが、このフッ化物洗口を行うことによって、さらに子供たちの健康が守られるということになるわけですので、ぜひとも関係機関と調整した上で検討していただければと思います。

私からは要望として以上となります。

○議長（小鹿重一君） これで、7番乳井厳公君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時45分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5年 7月 21日

蓬田村議会議長 小 鹿 重 一

会議録署名議員 坂 本 豊

会議録署名議員 久 慈 省 悟